



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年7月2日火曜日 第522号

◇ 目 次 ◇ 告 示

地方自治法の規定に基づく公金事務の委託.....	(子育て支援課) ...	486
道路の供用開始(一般国道317号).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	486
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	486

告 示

○愛媛県告示第677号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和6年7月2日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目16番20号	母子父子寡婦福祉資金貸付金の元利償還金の未収金収納事務	令和6年6月28日	令和6年7月1日	令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

○愛媛県告示第678号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡上字力石甲700番2地先から 同市玉川町龍岡上字四天神道下甲633番3地先まで	令和6年7月2日

○愛媛県告示第679号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年7月2日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌 二

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久保圭一郎	松山市樽味4丁目4-18